官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則（国家公安委一九）　一
〔その他告示〕
○申告書の提出期限の特例の適用を受ける者を指定する件の一部を変更する件（総務三六二）　一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一六八八～一六九八）　二
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇〇八）　四
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同一〇〇九）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が決定された件（防衛二五四）　五
○道路に関する件（関東地方整備局二二三）　五
○道路に関する件（沖縄総合事務局二四）　五
〔国会事項〕
土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告（法務省）　五
〔人事異動〕
内閣　内閣府　五
〔官庁報告〕
官庁事項
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示四、島根同三、大分同二）　六
最低工賃の改正決定に関する公示（京都労働局最低工賃公示一）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一三二）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二九

規　則

○国家公安委員会規則第十九号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十一月十三日　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則

警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成十四年国家公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（特殊銃を配備する所属の指定）	（特殊銃を配備する所属の指定）
第四条　特殊銃は、次に掲げる任務を遂行するものとして警察本部長が指定する機動隊その他の所属（以下「指定所属」という。）に配備するものとする。	**第四条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第六項に規定する危険鳥獣による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため、特殊銃を用いて、これを捕獲し、又は殺傷する任務	［号を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三百六十二号

平成二十九年総務省告示第三百三十号（申告書の提出期限の特例の適用を受ける者を指定する件）の一部について次のとおり変更があったので、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の十第三項及び第四百七十三条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年十一月十三日　総務大臣　林　芳正

商号、名称又は氏名	変更事項	旧	新	変更年月日
株式会社フカシロ	住所	東京都台東区蔵前一丁目二番一号	東京都中央区東日本橋三丁目十三番一号	令和七年一月三十日